

里帰り出産を希望される方へ

里帰り先でも受診票の利用を希望される場合は
市と医療機関との契約手続きが必要です！

○妊婦一般健康診査受診票や乳児一般健康診査受診票等は、
山梨県内の医療機関を受診する場合のみ利用できます。

（一部使用できない医療機関もあります。）

○山梨県外の医療機関を受診する場合、下記の手続きを
完了しなければ各種受診票は使用できません。

手続き可能かどうかは医療機関次第です。

（手続き不可の場合は償還払い対応になります。）

＜申請手続き手順＞

- ◆ 市と医療機関との契約手続きには時間がかかりますので、県外での
利用を希望される場合には、早めにご連絡をお願いします。
手続きが終了していないと、受診票が使えません。

① 県外の里帰り先で利用する医療機関に、南アルプス市と
妊婦健診・産婦健診および乳児健診・新生児聴覚検査の
契約が可能かどうか、確認のTELをご自分でお願いします。

② 病院に確認した内容を市こども家庭センター
(055-282-7259) に連絡をお願いします。
(契約不可だった場合も、償還払いの手続きのご案内を
しますので、ご連絡をお願いします。)

③ 初回利用日の1ヶ月前までに、こども家庭センターへ
申請してください。(郵送可)

※ 県外の里帰り先の医療機関でお子さんの予防接種を希望される場合も、
市と医療機関との契約が必要となります。

詳しくは健康増進課（055-284-6000）にお問い合わせください。

☆ お問い合わせ ☆

〒400-0292 南アルプス市飯野2806-1

こども家庭センター 親子はぐくみ担当 TEL：055-282-7259

☆ その他、受診票に関してわからないことがあればお気軽にご連絡ください。